

# 防火管理者

## 【(防火に係る)消防計画の内容(規3-1-1)】

- ・ 自衛消防の組織に関すること。
- ・ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
- ・ 消防用設備等または法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の点検および整備に関すること
- ・ 避難通路・避難口・安全区画・防煙区画その他の避難施設の維持管理およびその案内に関すること。
- ・ 防火壁・内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
- ・ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- ・ 防火管理上必要な教育に関すること。
- ・ 消火・通報および避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
- ・ 火災・地震その他の災害が発生した場合における消火活動・通報連絡および避難誘導に関すること。
- ・ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- ・ 増築・改築・移転・修繕または模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者またはその補助者の立会いその他火気の使用または取扱いの監督に関すること。
- ・ 上記に掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

## 【訓練の義務(令3の2-2 規3-10)】

- ① 特定防火対象物では消火・避難訓練を年 2回以上、通報訓練を消防計画に基づいた回数(年 1回以上)実施しなければならない。  
その際は事前に日時や訓練内容を消防機関へ通報しなければならない。
- ② 非特定防火対象物では消火・避難・通報訓練を消防計画に基づいた回数(年 1回以上)実施しなければならない。

## 【防火管理者の資格(令3-1 規2)】

- ・ 乙種防火管理者
  - ・ 乙種防火管理者講習(5時間)の課程を終了した者
- ・ 甲種防火管理者
  - ① 甲種防火管理者講習(10時間)の課程を終了した者
  - ② 学校教育法による大学または高等専門学校において、総務大臣が指定する防災に関する学科または課程を修めて卒業した者で、1年以上防火管理の実務経験を有する者
  - ③ 市町村の消防職員で、管理的または監督的な職に 1年以上あった者(消防士長以上・技術吏員で係長以上)
  - ④ 上記に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者
    - (1)労働安全衛生法に規定する安全管理者として選任された者
    - (2)防火対象物点検資格者
    - (3)危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者
    - (4)鉱山保安法に規定する保安管理者として選任された者
    - (5)国もしくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上管理的または監督的な職にあった者(係長以上)
    - (6)警察官またはこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的または監督的な職にあった者(巡査部長以上)
    - (7)建築主事または一級建築士の資格を有する者で、1年以上防火管理の実務経験を有する者
    - (8)市町村の消防団員で、3年以上管理的または監督的な職にあった者(班長以上)
    - (9)前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者

## 防火管理者

### 【甲種防火管理者再講習(規2の3-1)】

- ・甲種防火管理者が必要な特定防火対象物で収容人員が300人以上ならば、定期的に再講習が必要。  
※管理権原が分かれた収容人員が300人以上の16項イに入居するテナントの甲種防火管理者も含む。  
※学識経験等により甲種防火管理者に選任された者は該当しない。
- ・防火管理者として選任された日から遡って4年を超える前に、新規講習または再講習を受けていれば、選任された日から1年以内に受講しなければならない。
- ・防火管理者として選任された日から遡って4年以内前に、新規講習または再講習を受けていれば、それらの修了日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習を受講しなければならない。
- ・上記以降5年以内ごとに再講習を受講しなければならない。